

# 生活賃金推進における ESG 投資活用の 可能性についての一考察

—イギリスの ShareAction の取り組みを事例として—

岸 道雄

## A Study on the Possibility of Using ESG Investments in Promoting Living Wages: A Case of Activities of ShareAction in the U.K.

Michio KISHI

### Abstract

The purpose of this study is to take a brief look at Living Wages in the United Kingdom, to review and analyse the activities of ShareAction, a registered charity organization regarding the promotion of the London and UK Living wages by using “responsible investments”, and to obtain several suggestions for Japan.

### 1. はじめに

日本の最低賃金は国際的にみて低い水準にある。OECD の統計によると、2015 年の実質時間当たり最低賃金額（米ドル換算）は、OECD 加盟国の中で 12 番目、G7 の中では、フランス 10.9 ドル、ドイツ 10.2 ドル、カナダ 8.2 ドル、イギリス 8.2 ドル、アメリカ 7.2 ドル、日本 6.9 ドルと最低水準となっている<sup>1</sup>。日本において、正規雇用と非正規雇用の間には大きな賃金格差が存在しており、非正規労働者の時間当たり賃金が常に地域の最低賃金と同額とは限らないものの、非正規労働者の時給を決める際のベースになっているものと考えられる。日本の地域別最低賃金が生活保護基準を下回るといった逆転現象は、2007 年の最低賃金法改正（施行は 2008 年 7 月から）において、第 9 条 3 項に「前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」<sup>2</sup>との文言が含まれたことから、近年は起こらなくなっているが、第 9 条 2 項に、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」<sup>3</sup>とあり、「通常の事業の賃金支払能力

を考慮」するため、必ずしも、最低生活費をまかなえるだけの金額になっているとは言い難い。最低賃金額の低さがいわゆる「ワーキング・プア」の一因であり、ワーキング・プアの根絶のために大幅な最低賃金の引き上げを求める声明が全労連（全国労働組合総連合）から 2009 年に出されている<sup>4</sup>。

こうした日本の現状と対照的に、イギリスにおいて、Living Wage、すなわち、生活可能な最低限の賃金という考えの基に、現在 3 つの生活賃金が存在している。1 つはそれまでの最低賃金に代るものとして、2016 年 4 月から導入された、全国において一律適用される全国生活賃金（National Living Wage）、他の 2 つは Living Wage Foundation<sup>5</sup> が公表している、自発的な取り組みであるロンドン生活賃金（London Living Wage）とロンドン以外の UK 生活賃金（UK Living Wage）である。政府が管轄している全国生活賃金と Living Wage Foundation が取り組んでいる 2 つの生活賃金は適用対象、算出方法等が異なるが、いずれもそれまでの全国最低賃金の金額よりも高い金額となっている<sup>6</sup>。採用は企業の自主性に任されているロンドン・UK 生活賃金であるが、近年、機関投資家による ESG 投資（責任投資）<sup>7</sup> の考え方を活用しつつ、FTSE100<sup>8</sup> の企業にロンドン・UK 生活賃金の採用を求める取り組みを行っている非営利団体がある。規制による一律適用ではなく、機関投資家が長期的観点から、環境（Environment）、社会（Social）、統治（Governance）の 3 要素を考慮して投資を行う中で、特に社会（Social）要素において、この団体は、投資家の協力を得て、ロンドン・UK 生活賃金の採用を FTSE100 の企業に求めている。

本稿は、上記の生活賃金のうち、Living Wage Foundation によるロンドン・UK 生活賃金の採用企業を広める取り組みと関連して、機関投資家や年金基金等が「ESG 投資」を行うにあたって、ロンドン・UK 生活賃金を採用することを投資先企業に求めることを推進している非営利慈善団体の ShareAction の取り組みの詳細について確認し、日本における今後の生活賃金の採用企業を広めるための示唆を得て、考察を行うことを目的とする。

本稿の構成は次の通りである。まず、イギリスにおける生活賃金の取り組みについて、政府による全国生活賃金と Living Wage Foundation によるロンドン生活賃金および UK 生活賃金の概要に関して直近の動きを中心に紹介し、次に、ShareAction による機関投資家の ESG 投資を利用した生活賃金採用企業を増やす取り組みを確認する。最後に、ShareAction の取り組みを基に、今後、日本において生活賃金採用企業を増やすための実施戦略について考察を行う。

## 2. イギリスの生活賃金（Living Wage）への取り組みの現状

### 2.1. 全国生活賃金（National Living Wage）

2015 年 7 月の予算の発表の際に、イギリス政府は全国生活賃金（National Living Wage）の導入の方針を明らかにし<sup>9</sup>、2016 年 4 月から 25 歳以上の成人を対象として、それまでの全国最低賃金の成人レートに 50 ペンス上乗せした 7.20 ポンドの全国生活賃金が導入された<sup>10</sup>。2020 年までに、中位収入の 60% に到達するよう上昇させていく予定とのことである<sup>11</sup>。なお、24

歳以下の人々については、引き続き現在の全国最低賃金の各レートが適用されている。全国最低賃金と同様に、全国生活賃金も独立機関である Low Pay Commission が、毎年、賃金額を政府に推薦し、政府が決定することになっている。ただし、全国生活賃金という名称ではあるものの、上で述べたロンドン生活賃金や UK 生活賃金のように、異なる世帯ごとの実際の生活費に基づいて賃金額が算出されることになっていない点に注意が必要である。こうした点について、Living Wage Foundation は、生活賃金ではなく、単なるより高い最低賃金だとし、ロンドンの生活費の高さを考慮していないことや 25 歳以上の成人に限定し、24 歳未満の人々を対象外としていることを批判している<sup>12</sup>。なお、この新たな全国生活賃金導入の経済的インパクトについて、予算責任局（Office for Budget Responsibility）が、2020 年までに 6 万人の雇用が失われる一方で、110 万人の雇用が新たに創出されるとの推計を公表している<sup>13</sup>。

## 2.2. ロンドン生活賃金（London Living Wage）

2017 年 1 月現在、ロンドンの生活費を基に算出されたロンドン生活賃金は、9.75 ポンドとなっている<sup>14</sup>。全国最低賃金よりも 2.55 ポンド高い金額となっている。

上で述べたように、ロンドン生活賃金と以下で述べる UK 生活賃金は市民運動に端を発し、自発的な推進キャンペーンが行われている。全国生活賃金と異なり、企業にとっては義務ではなく、採用するか否かは各企業、団体の判断に任されている。2011 年以降は、Living Wage Foundation がロンドンおよび UK 生活賃金の推進において大きな役割を担っている<sup>15</sup>。2001 年に、宗教グループや住民組織等幅広い構成員からなる地域非営利組織である London Citizen のメンバーにより、東ロンドンにてロンドン生活賃金キャンペーンが開始された。London Citizen は、低賃金がコミュニティ全体にコストを与え、労働者の健康、教育上の達成や家庭生活、市民生活へ悪影響を及ぼしているとし、ロンドンにおける生活賃金を求めるキャンペーンを開始したとのことである<sup>16</sup>。特に子供を持つ親たちが生活費を得るために、最低賃金の仕事を 2 つあるいはそれ以上かけもちをしなければならず、そうしたことのために、子供たちと共に過ごす時間や地域活動に関わる時間を持つことができないという状況に陥っていたことがロンドンにおける生活賃金キャンペーンのきっかけだったという<sup>17</sup>。

岸 (2013) において示したように、Wills and Linneker (2012) によると、こうしたコミュニティ組織によるロンドン生活賃金キャンペーンは、アメリカの生活賃金条例への取り組みから得たいくつかの教訓を生かす形で次の点において独自の展開が行われたとのことである<sup>18</sup>。まず、London Citizens はロンドン市長<sup>19</sup>へ政治的影響力を行行使し、大ロンドン庁（Greater London Authority）の経済専門家からなる部署（GLA Economics）がロンドン生活賃金の金額を決め<sup>20</sup>、ロンドン市長が継続的に公表し、支持を表明することを求めたことである。これにより、ロンドン生活賃金に彼らのキャンペーンから独立した存在といった価値を与えている。2 点目として、ロンドン生活賃金キャンペーンは、公契約だけを対象としておらず、ロンドン市全体における新たな賃金の基準を設けることを意図したものであった。ロンドン生活賃金は、アメリカの生活賃金条例や上記の全国最低賃金法と異なり、条例や規定という形をとることによって、

その対象となる雇用者に強制的にその賃金水準の採用を義務付けるものとはなっていない。上記の通り、あくまでも官民を問わず、事業者・団体等の自主的な採用という形をとっている。

### 2. 3. UK 生活賃金 (UK Living Wage)

Living Wage Foundation は、2011 年から毎年、ロンドン以外の全国平均の生活賃金も公表している。これは「UK 生活賃金」と呼ばれており、2016 年に改定された現行の金額は、8.45 ポンドとなっている<sup>21</sup>。UK 生活賃金は、2015 年までラフバラ大学の社会政策研究センター (Centre for Research in Social Policy at Loughborough University) によって算出され、Living Wage Foundation により設定されるという仕組みとなっていた<sup>22</sup>。ただし、それまでロンドン生活賃金が GLA Economics によって、UK 生活賃金がラフバラ大学の社会政策研究センターによって算出され、しかも算出方法が異なっていたことから、Living Wage Foundation が設定した Living Wage Commission のために、Resolution Foundation が算出方法の精査と見直しを行い、2016 年からは算出方法を一本化し、ロンドン生活賃金、UK 生活賃金両方を Resolution Foundation が算出することとなった<sup>23</sup>。ロンドン生活賃金と同様に、企業が自主的に採用するかどうか判断し、全国最低賃金のように法律に基づく強制的なものではなく、UK 生活賃金を採用する企業については Living Wage Foundation が認証する仕組みを設定している。認証を受けたロンドン生活賃金と UK 生活賃金の雇用者団体数は、2017 年 1 月時点で、2,900 となっている<sup>24</sup>。

これまで述べてきたイギリスの最低賃金、全国生活賃金、ロンドン・UK 生活賃金は表 1 のように整理され、また時系列のそれぞれの賃金の推移は図 1 の通りである。図 1 によると、ロンドン生活賃金は、2009 年以降、次第に全国最低賃金との差を拡大させ、2014、2015 年には最低賃金の約 1.4 倍の水準となっていたが、2016 年は全国生活賃金の導入のため、1.35 倍とやや差が縮小している。同様に、UK 生活賃金も、2011 年以降、全国最低賃金との差を拡大させ、2015 年に 1.23 倍となったが、同じ理由で 2016 年には 1.17 倍へとやや差が縮小している。

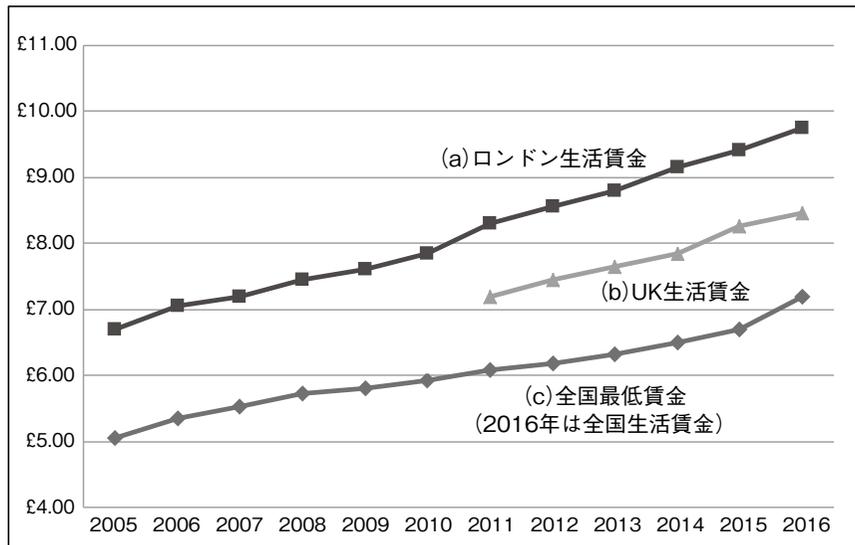
## 3. ShareAction による生活賃金推進における ESG 投資の活用

イギリスにおいて、ロンドン・UK 生活賃金を自主的に採用する企業が増加している背景としては、上で述べたように、生活賃金を広める非営利組織の Living Wage Foundation が 2011 年に親組織の Citizens UK によって設立され、ロンドンあるいは UK 生活賃金を導入した企業を認証する仕組みを設定したこと、これが企業の評判やイメージに直結していること、導入した企業において、道徳的な側面のみならず、これまで公表されてきた学術研究や報告書において生活賃金導入が企業にとってメリットがあることが示されたことが挙げられる<sup>25</sup>。しかしながら、次にみるように、ESG 投資の社会 (Social) 要素に着目した、いわゆる「責任投資」の考え方に基づき、イギリスを拠点とする大企業に対して、機関投資家等の協力を得る形でロンドン・UK 生活賃金を広める取り組みを行っている ShareAction という非営利組織 (登録チャ

表 1：イギリスの最低・生活賃金

	最低賃金（21-24歳）	全国生活賃金	ロンドン・UK生活賃金
現行レート (2017年2月時点)	£6.95	£7.20 (2016年4月以降)	£9.75（ロンドン） £8.45（ロンドン以外のUK全域）
根拠	法律	法律	自主的
適用年齢	21-24歳	25歳以上	18歳以上
設定	Low Pay Commissionの 提案に基づき政府が決定	中位所得の% 現行レートは55% 2020年までに60%へ	バスケット方式による世帯ごとの 生活費に基づきResolution Foundationが算出
ロンドン・ ウェイトの有無	なし	なし	ロンドンのみのレートがあり

(出所) Living Wage Foudation ホームページおよび Low Pay Commission ホームページに基づき、筆者作成



(単位) £

	(a) ロンドン生活賃金	(b) UK生活賃金	(c) 全国最低賃金	(a)/(c)	(b)/(c)
2005	6.70		5.05	1.33	
2006	7.05		5.35	1.32	
2007	7.20		5.52	1.30	
2008	7.45		5.73	1.30	
2009	7.60		5.80	1.31	
2010	7.85		5.93	1.32	
2011	8.30	7.20	6.08	1.37	1.18
2012	8.55	7.45	6.19	1.38	1.20
2013	8.80	7.65	6.31	1.39	1.21
2014	9.15	7.85	6.50	1.41	1.21
2015	9.40	8.25	6.70	1.40	1.23
2016	9.75	8.45	7.20	1.35	1.17

図 1：全国最低・生活賃金とロンドン・UK生活賃金の推移

(注) 2016年の全国最低賃金の数字は全国生活賃金である。

(出所) Living Wage Foundation ホームページおよび Low Pay Commission ホームページに基づき、筆者作成

リテイ団体 (Registered Charity)) が果たしている役割も大きいとみられる。

### 3. 1. ShareAction について

#### ①ヴィジョン、目的

ShareAction は、2005 年にロンドンにて、「責任投資」をイギリスの年金および投資部門に広めるために、複数の市民団体によって設立された<sup>26</sup>。組織のヴィジョンを「良きものための力 (a force for good)、すなわち、長期的に、貯金者とコミュニティに奉仕し、我々の環境を守る投資システムの構築」とし、「もし投資の力をより効果的に利用できるのならば、資産を投資システムに預けている人々の富を増やすだけでなく、すべての人にとっての発展を促進することになるだろう。主流の投資がポジティブな変化を創り出すことを我々は信じており、これを実現することが ShareAction の仕事の中核である」としている<sup>27</sup>。さらに、「責任投資への動きを築く (Building the movement for Responsible Investment)」「投資システムの中でのルール、統治、インセンティブを改革する (Reforming the rules, governance and incentives inside the investment system)」「社会と環境の問題を解決するための投資家達の潜在力を解き放つ (Unlocking the potential of investors to solve social and environmental problems)」の 3 つの目的を設定している<sup>28</sup>。すなわち、ShareAction は、年金投資基金やそれらを預かる投資家、特に機関投資家と投資先企業の間で介在し、社会と環境の諸問題の改善、解決に主体的かつ積極的に取り組んでいる。当然のことながら、環境保全のための運動など複数のキャンペーンを行ってきているが、そうした中でも 2011 年から開始したロンドン・UK 生活賃金を広める運動は特筆に価する。

#### ②生活賃金ための投資家の共同連携 (The Investor Collaborative For the Living Wage)

ShareAction は、2011 年に、「生活賃金ための投資家の共同連携 (The Investor Collaborative For the Living Wage)」といった取り組みを開始した<sup>29</sup>。The Investor Collaborative For the Living Wage は、イギリス全土で活動している FTSE100 を構成する大企業をターゲットに、ロンドン・UK 生活賃金の導入を促す機関投資家のグループを指すという<sup>30</sup>。この取り組みに参加する投資家は、生活賃金をはじめ、エンゲージメントに参加する機会や新たな生活賃金機関の認証、実施に向けた進展等に関して、ShareAction から定期的に新たな情報を提供されることになっている。The Investor Collaborative For the Living Wage の目標は、FTSE100 構成会社の 75% が生活賃金雇用者として認証されることとしている。ShareAction がこの取り組みを開始した 2011 年には、FTSE100 構成会社のうち、生活賃金雇用者はわずか 2 社に過ぎなかった。しかし、2016 年 11 月時点では、31 社が正式に生活賃金雇用者として、Living Wage Foundation から認証を受けており、まだ認証を受けてはいないものの、20 社が生活賃金基準を満たしている状況に至っている<sup>31</sup>。さらに、FTSE100 社のうち、90 社と生活賃金について議論を行っているという<sup>32</sup>。

### ③生活賃金を採用する FTSE100 の会社を増やすための戦略

これまで ShareAction が具体的にどのようにして責任投資を利用することによって、FTSE100 の構成会社に生活賃金を採用するように働きかけてきたかについて、次に具体的に見ていく。

ShareAction は「株主行動主義（Shareholder Activism）」を柱に、基本的にエンゲージメントと呼ばれる手法を用いている<sup>33</sup>。2011 年に Living Wage Foundation が生活賃金を支払う会社、団体等を認証するようになった後、FTSE100 の会社の役員達に生活賃金の採用を求めるよう投資家に働きかけ始め、複数の機関投資家と共同で署名した手紙を FTSE100 の会社の最高責任者（CEO）に送ったという<sup>34</sup>。初期の頃は、ShareAction に賛同したほとんどの投資家が、信仰に根ざした投資家、労働組合の年金基金、社会的責任ファンドといった倫理的な観点から投資を行う投資家だった。しかし、投資家による共同署名の手紙により、低所得者の家族の問題が FTSE100 の会社の役員会議題として取り上げられるようになったとのことである<sup>35</sup>。2014 年までに共同署名に同意した投資家が管理運用する資産が 250 億ポンドに達し、イギリスにおける最大の地方自治体年金基金であるストラスクライド年金基金（Strathclyde Pension Fund）がメインストリームの資産保有者として署名に加わった<sup>36</sup>。

2013 年 11 月に、13 の著名な投資ファンドや投資会社の代表者の連名による、「我々は生活賃金に投資したい（We want to invest in the living wage）」という見出しの手紙が Financial Times に掲載された<sup>37</sup>。この手紙をコーディネートしたのが ShareAction だった<sup>38</sup>。

こうした投資家の手紙とともに、企業の株主総会に ShareAction のスタッフや ShareAction の支援を受けた個人株主が出席し、株主総会で当該企業の役員に対し、生活賃金の導入予定について質問を行うことも頻繁に実施されている<sup>39</sup>。たとえば、2013 年に地域コミュニティのリーダーの 1 人が、大手民間テレビ放送局の ITV（Independent Television）の株主総会に出席し、ITV が認証を受けて生活賃金雇用者になることを考えているかどうか質問することを ShareAction が手助けした<sup>40</sup>。ITV の役員会はすぐには明確な返答をしなかったが、役員会は ShareAction および Living Wage Foundation のスタッフと生活賃金について協議するために会合を持つことに同意した。投資家達も生活賃金を支持していることを証明するために、ShareAction は 15 の機関投資家によって共同署名された手紙を ITV に送り、その後、ITV は下請け契約会社を含め、生活賃金の導入について内部での検討を行った結果、最終的に 2014 年に認証を受けた生活賃金雇用者になったとのことである<sup>41</sup>。

2015 年には、資産保有者の生活賃金への関心が高まり、このことが、生活賃金について資産マネージャーに対して真剣に企業へのエンゲージメントに取り組むように求めることにつながったという<sup>42</sup>。一例として、この年に初めて、年金生涯貯蓄協会（Pension and Lifetime Savings Association）が加盟者に対し、ファンド・マネージャーが投資先企業における UK 生活賃金の採用状況について尋ねるよう奨励したとのことである<sup>43</sup>。2015 年には、共同署名の手紙を通じて生活賃金を求める投資家により管理運用されている資産額は、500 億ポンドへと大幅に増え、その一方で、1 兆 2,260 億ポンド以上の資産を管理運用している機関投資家

達が ShareAction の支援を受けて個別にエンゲージメントを行っている<sup>44</sup>。こうした結果は、FTSE100 の総発行株式の 5% 未満の株式しか保有していない株主の集团的エンゲージメントが生活賃金採用企業を増やすということにおいて有効であることを示しており、FTSE100 企業の複数の人的資源に関する管理職や企業の社会的責任の管理職が、「役員会が UK 生活賃金を支持し、採用することにおいて、投資家達の手紙と投資家達のエンゲージメントがどれほど大きなインパクトを与えたことか」といった言葉を ShareAction に伝えたという<sup>45</sup>。

具体的に、ShareAction はどのような根拠に基づいて、FTSE100 の投資先企業にロンドン・UK 生活賃金を採用し、Living Wage Foundation の認証を受けることについて、投資家達の賛同を得たのか。ShareAction は、ロンドン・UK 生活賃金を採用することが企業にとって大きなメリットがあることを伝えるための説明資料を作成し、これを基に、生活賃金について投資家、年金基金の資金の出し手である年金掛け金支払い者達の同意を得るように努めている<sup>46</sup>。この資料は、基本的にこれまでに公表されているロンドン・UK 生活賃金の便益と費用といった経済効果についての先行研究を整理し、結論として生活賃金導入企業において、費用よりも便益が上回ることが証明されているといった内容になっている。その主張の概要は、①生活賃金は人的資本管理に対する企業の包括的な姿勢を示す指標と見なすことができる、②企業にとっての利点が、投資家にとって長期的な観点から投資収益の増加に反映される。この利点は、従業員の離職率、定着率、欠勤率や仕事へのモラルにおける改善を通じた生産性の向上である、③生活賃金の採用を通じて、当該企業の倫理に関する消費者や従業員の意識が向上し、企業の評判 (Reputation) が高まる。この結果、消費者の企業へのロイヤリティ、採用と定着率の改善につながる、④消費者の支出増大というマクロ経済上の利点につながり、これは特に資産保有者にとって重要である、といったことである。

1 点目の人的資本管理に関しては、マサチューセッツ工科大学のゼイネップ・トン准教授の論文から「非常に成功している小売チェーンは、従業員へ大きな投資をしているのみでなく、その産業において最も低い価格を提示し、しっかりと財務業績を上げ、競争相手企業よりも優れた顧客サービスを提供している」といった引用を示し、生活賃金は、こうした従業員への投資であり、人的資本管理に価値を置く企業文化を表す氷山の一角であることが多いとしている<sup>47</sup>。

2 点目の生活賃金を採用する企業にとっての運営面の利点については、生活賃金の採用によって企業運営のあらゆるレベルにおいて、利点が見いだされてきたとし、生活賃金採用のコストは長期的な改善につながるとしている。生活賃金を採用して間もない企業ばかりのため、長期的な改善を測定することは難しいものの、2009 年の GLA Economics の調査に基づき、生活賃金認証企業の 80% が生活賃金によって従業員の仕事の質が向上したと回答し、すべての生活賃金認証企業は今日同じ選択を迫られたとしても、ロンドン生活賃金を採用したであろうと報告したと指摘している<sup>48</sup>。また企業にとって重要な利点は、従業員の採用と定着であるとし、同調査から、認証を受けた 12 の生活賃金雇用者うち、11 の雇用者は従業員の採用と定着にポジティブなインパクトがあったとの回答を示している<sup>49</sup>。さらに個別企業の事例として、

KPMG は契約スタッフの転職率が半分以下になったこと、生活賃金導入後以降、パークレイズ・グループのケータリング・スタッフの定着率が 54% から 77% に、清掃スタッフの定着率が 35% から 92% に大幅に上昇したことを紹介している<sup>50</sup>。また、パークレイズの従業員リレーションズ・ディレクターの「賃金は合理性の側面の部分であるが、人々の行動を動機付ける「私は重要視されている人間か」といった感情の側面もある。生活賃金と同額かそれ以上の賃金を支払うことはこうしたことにとって鍵となる重要な部分である」<sup>51</sup> といった言葉を引用している。

3 点目の企業にとっての評判（Reputation）については、まず、生活賃金への人々の意識が高まっている背景として、低賃金しか支払われない従業員と企業の最高経営幹部達との大きな所得格差の増大に対する市民、メディア、政策立案担当者による懸念があると指摘している<sup>52</sup>。そうした中、生活賃金は企業の評判リスクを緩和する役割を果たしており、こうしたリスクへの事前管理については多くの株主、投資家に歓迎されているとし、さらに、認証を受けた生活賃金雇用者になることは、企業の社会的責任に対する確立されたコミットメントの証へとなりつつあり、このことが企業に強力な評判上のメリットをもたらすとしている<sup>53</sup>。2009 年の GLA Economics による生活賃金雇用者へのアンケート調査を受けた組織の 70% が、自分達の組織が倫理的な雇用者であることにコミットしていることについて消費者の意識が高まっていると回答したこと、さらに 2015 年の KPMG による 5,000 人の消費者を対象としたアンケート調査の結果、10 人のイギリスの成人のうち、7 人が認証を受けた生活賃金の小売チェーン店で意識的に好んで買い物をしており、これは 12 ヶ月未満で 10% 以上の増加だったことを引用し、示している<sup>54</sup>。

企業の評判が向上することによって、より質の高い従業員を引きつけることにつながっていると、スタンダード生命のグループ運営担当者の「UK 生活賃金雇用者になることが、質の高い候補者を引きつけることの助けとなっている。また、従業員エンゲージメント<sup>55</sup>と我々が行う業務の全体的な質に対して、ポジティブなインパクトを見ることができている」といった発言を引用している<sup>56</sup>。

4 点目のマクロ経済上の利点については、企業による生活賃金の採用は追加的な消費支出と消費者への自信を与えることによって、経済を刺激することになり、企業の利益に好影響を与えることになるため、非常に多様なイギリス株のポートフォリオを持つ投資家達は生活賃金の促進に関心を持っているとしている<sup>57</sup>。この根拠として、イングランド銀行の調査に基づき、低所得者の所得増加による限界消費性向は他の所得層よりも高いことを指摘している<sup>58</sup>。さらに、2005 年のスタフォードシャー・ビジネス・スクールの調査において、ストーク・オン・トレント（イングランドの中西部の市）の低所得者について、1 ポンドの所得増が地域経済全体に対して 0.63 ポンドの所得増をもたらす、すなわち、1.63 ポンドの乗数効果があることを示しており、これはイギリスの他の地域においても同様であるとしている<sup>59</sup>。

一方で、より多くの企業が生活賃金を採用する際にかかる費用について、直接的な費用は、現在の時間当たり全国生活賃金 7.20 ポンドで週 38 時間働いていることを前提とし、時間当た

り 8.45 ポンドの UK 生活賃金を採用した場合は、年間 14,227.20 ポンドから 16,697.20 ポンドとなり、企業にとって 2,470 ポンド分増加となるとしつつも、全国最低賃金と UK 生活賃金の間で様々なレートで賃金を得ている人がいること、生活賃金雇用者として認証を受けるためには、アウトソーシングによって委託契約下で働いている人の賃金についても生活賃金を支払う必要があるが、賃金増加分は、発注企業と受注企業の間で分担されることが多いことから一律ではないと主張しており、さらにこれまで示してきた調査に基づく生活賃金の利点によって、賃金増加費用は相殺されうるとしている<sup>60</sup>。また、最低賃金引き上げに関して、経済学上、常に議論となる雇用への影響については、ロンドン・UK 生活賃金の採用は、生活賃金を支払うことができ、優先的に取り組むことを企業が自主的に選択した結果であるため、雇用へのネガティブな影響が緩和されるとともに、上で述べたように、消費者の購買力を増大させ、経済刺激効果を通じて雇用創出につながるとしている<sup>61</sup>。また、Resolution Foundation の計量モデルによる分析を示し、ロンドン・UK 生活賃金を全労働者に適用したと仮定した場合に、民間部門の労働者 400 万人の 4% 未満の雇用が影響を受けるとしつつも、これは最悪のシナリオかつ、上記のマクロ経済上の経済刺激効果を含んでいないとし、以前、最低賃金がイギリスに導入された時に、このモデルは、22,000 人分の雇用が失われると予測していたが、Low Pay Commission の調査によると、最低賃金導入に伴う雇用喪失は全くなかったとしている<sup>62</sup>。すなわち、直接的な費用便益についての計量分析結果は示してはいないものの、間接的あるいは不十分なながらも、ロンドン・UK 生活賃金の導入はマクロ経済効果まで含めてそのメリットを考慮すると、企業にとって大きな負担とならず、雇用への悪影響も心配する必要はないことを示唆する記述となっている。

## 4. ShareAction の取り組みに関する日本への示唆

これまで、イギリスのロンドン生活賃金、UK 生活賃金の概要と、ShareAction という非営利団体が ESG 投資（責任投資）の考え方にに基づき、機関投資家、年金基金投資担当者の協力を得て、投資の力を活用し、FTSE100 の構成企業へ生活賃金の採用を広める取り組みを行ってきたことについて述べてきた。こうしたことの日本への示唆について、以下考察する。

### 4. 1. 生活賃金の算出と算出方法

まず、生活賃金の算出について、どのような機関あるいは誰が、どのような考え方、方法で実施するかといったことがある。イギリスの場合は、ロンドン生活賃金については、2015 年までは 11 年間にわたり、大ロンドン庁（Greater London Authority）内にある GLA Economics という専門部署がその算出を担当していた。すなわち、首都となっている地方自治体が算出していたのである。これは上で述べた通り、3 代にわたってロンドン市長が生活賃金運動を支持し、支援した証でもある。一方、UK 生活賃金については、2015 年までラフバラ大学の社会政策研究センターが最低所得基準（MIS, Minimum Income Standard）という手法を

用いて算出していた<sup>63</sup>。2015年までのロンドン生活賃金については、基本生活費アプローチと所得分布アプローチの2つの異なる算出方法で計算した金額を平均しており、基本生活費アプローチでは、単身者、結婚した世帯で子どもあり、なし等11の異なる世帯別に算出したものを加重平均して単一の時間当たり賃金を算出していた<sup>64</sup>。一方、UK生活賃金は、9つの異なる世帯別の生活費に基づき単一の時間当たり賃金を算出していた<sup>65</sup>。本稿では、生活賃金の算出方法の詳細とその違い、2016年に実施されたResolution Foundationによる算出方法の修正と統一化について踏み込まず、別途改めて分析と考察を示すこととしたいが、行政、大学の研究所、そして非営利の研究所（Resolution Foundation）が関わっていることが興味深い。日本においては、最低生計費という観点から、連合（日本労働組合総連合会）、仏教大学の金澤誠一教授、近年は全労連（全国労働組合総連合）が北海道札幌市などの最低生計費から、必要な最低生活賃金を算出している。唯一の正しい算出方法というのは存在しないであろうが、イギリスの生活賃金の算出方法、さらにアメリカにおいても、マサチューセッツ工科大学のAmy K. Glasmeier教授、ワシントン大学のDiana Pearce教授がそれぞれ独自の算出方法で地域別の生活賃金を算出していることから<sup>66</sup>、こうした諸研究および算出方法を比較検討した上で、日本において入手可能なデータに基づき最善と考えられる方法で、地域別、特に東京、大阪の2大都市と地方における生活賃金の算出が望まれる。日本においては、全国一律の最低賃金は存在せず、地域別最低賃金は都道府県ごとになっているので、実際の最低賃金と生活賃金とのギャップを把握し、そのギャップをいかにして埋めていくかといった議論のためにも、都道府県別の生活賃金の算出が必要である<sup>67</sup>。2016年6月に北海道労働組合総連合（道労連）は、道内で一人暮らしをしている10から30代の若者201人分のアンケート調査に基づき、札幌市で賃貸物件を借りて暮らす場合、男性で月額22万5,002円かかるとし、中央最低賃金審議会で用いる月労働時間173.8時間で計算すると、時間当たり1,295円、一般の労働者の所定内時間月149.3時間で計算した場合、時間当たり1,507円となることを公表した<sup>68</sup>。当時の北海道の最低賃金は764円だったため、生活賃金という観点からすると、前者は最低賃金の約1.7倍、後者は同約2.0倍必要ということになる。

#### 4.2. 日本における ESG 投資の現状と課題

欧米にはもともと社会的責任投資（Socially Responsible Investment, SRI）の歴史があり、一説には、アメリカの教会が酒、たばこ、ギャンブル、に關係する企業を投資対象から外したことが社会的投資の始まりと言われている<sup>69</sup>。その後、米国での市民権拡大運動において黒人や女性を差別する企業には投資しないとあったことや南アフリカのアパルトヘイト反対運動において、南アフリカに投資・進出している企業には投資しないとあったように企業に圧力をかける手段として用いられることがあり、この頃は倫理的投資（Ethical Investment）と呼ばれることもあったとのことである<sup>70</sup>。その後、2006年4月に国連責任投資（The Principles for Responsible Investment：PRI）が公表されたことがESG投資普及の大きなきっかけとなった<sup>71</sup>。PRIは、受け入れるかどうかは参加企業の自主性に任されているが、ESG事項を投資判断に組

み込むことを可能とする次の6つの基本原則が設定されている<sup>72</sup>。

- 原則1：投資分析と投資の意思決定に ESG 事項を組み込む。
- 原則2：積極的な所有者であり、ESG を所有方針と実践に組み込む。
- 原則3：投資対象先による ESG 事項の適切な情報開示を求める。
- 原則4：投資産業内において、これらの原則の受け入れと実施を促す。
- 原則5：これらの原則を実施するにあたって有効性を高めるために、協力して取り組む。
- 原則6：これらの原則の実施に向けての活動と進捗状況について報告を行う。

これらの原則に関して署名した投資機関は、受託者責任と合致する形で、これらの原則を採用し、実施することを公にコミットすることになっている<sup>73</sup>。2017年1月30日時点で、世界全体で1,661機関が署名しており、このうち、アメリカが302機関（全体の18.2%）、イギリスが242機関（同14.6%）、日本は54機関（同3.3%）となっており<sup>74</sup>、日本の署名機関はまだ少ない状況となっている。

日本独自の取り組みとしては、2014年2月に金融庁に設置された有識者検討会によって、「『責任ある機関投資家』の諸原則 <<日本版スチュワードシップ・コード>> ~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~」が公表された。日本版スチュワードシップ・コードは機関投資家に対し、社会・環境問題に関連するリスクを含むリスク等について機関投資家が投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすために、当該企業の状況を的確に把握することなどを求めている<sup>75</sup>。さらに、2015年6月に東京証券取引所によって、「コーポレートガバナンス・コード~会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために~」が公表され、株式（機関投資家等）との対話や情報開示、株主以外のステークホルダー（従業員、顧客、取引先等）との協働を求める内容となっており、ESG（環境、社会、統治）への積極的、能動的な対応についても言及している<sup>76</sup>。2015年9月には、2015年4-6月期の運用資産残高が約141兆円だった世界最大の年金基金である GPIF が PRI に署名した<sup>77</sup>。

しかしながら、「日本企業は CSR 報告書の作成には熱心だが、投資家が求める情報開示になっていない。CSR が事業にどう関連するかを説明する視点が抜けている」といった指摘がある<sup>78</sup>。従業員の賃金に関しては、特に非正規雇用の従業員に対する情報が重要となるが、情報開示という観点からは、GRI（Global Reporting Initiative）の「G4 サステナビリティ・レポート・ガイドライン」においても、G4-LA-2「派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）」のみ、GRI スタンド GRI 401: EMPLOYMENT においても、同様に「Disclosure 401-2 Benefits provided to full-time employees that are not provided to temporary or part-time employees」となっており、非正規従業員に関する項目は含まれていない<sup>79</sup>。たとえば、日本における代表的な資産運用会社の一つであるニッセイアセットマネジメント株式会社は、責任投資への取り組みについて、「他社の ESG 情報を使用せずに独自の ESG 評価手法を確立してきた。その情報源は、やはり企業との対話がメインである。例えば、S（社会）の観点では従業員の会社満足度や定着率などの

把握と評価が重要になるが、こうした非財務情報に関する的確な情報は対話を通じて得られることが多く、企業にも投資家としての意見を述べることができる」としている<sup>80</sup>。

このように、PRI といった国際的な ESG 投資（責任投資）の取り組みとともに、日本においても、「日本版スチュワードシップ・コード」と「コーポレートガバナンス・コード」の策定、公表により、日本の機関投資家においても ESG 投資が広まりつつある。NPO 法人日本サステナブル投資フォーラムの 2016 年 9-10 月調査によると、日本のサステナブル投資残高は、56 兆 2,566 億円に達し、2015 年 11-12 月調査時に比べ、2.1 倍となったとのことである<sup>81</sup>。しかしながら、非正規労働者の低賃金に関する情報開示の枠組みは不十分であり、また、そもそも生活賃金といった概念自体が広まっていないために、今後は上で述べた適切な方法による生活賃金の算出と公表、および機関投資家の投資における ESG 事項としていかにして含めることが可能かといった検討が求められる。

#### 4.3. 生活賃金を促進する団体および生活賃金を ESG 投資の考慮事項として取り組みを行う団体の必要性

イギリスの場合、上でみたように、ロンドン生活賃金は市民運動に端を発し、普及促進を行う中心的な非営利団体である、Living Wage Foundation の存在がロンドン・UK 生活賃金の広まりにおいて極めて大きいと言える。今後、日本で研究者等による生活賃金のさらなる検討と算出が進展した場合でも、これを普及促進する取り組みのための実施主体の存在が必要である。これは、下で述べる生活賃金の実施戦略とも関わるが、生活賃金全般に関わる実施主体と ShareAction のように ESG 投資（責任投資）の活用に特化した形で、年金基金担当者、資産運用者、機関投資家と協働で投資先企業とのエンゲージメントを行う団体あるいは、組織の一部署の存在が重要と考えられる。

#### 4.4. 日本における生活賃金の実施戦略

現在、日本における地域別最低賃金引上げについては、毎年、最低賃金法に基づいて設置される中央・地方の最低賃金審議会での議論の結果、全国都道府県ごとに決定される仕組みとなっている。今後、生活賃金についてより広範囲での算出が進展した場合、こうした最低賃金の決定の仕組みの中に位置づけるか、イギリスの Living Wage Foundation が行っているように、企業の自主的な取り組みに任せつつも、企業に採用を働きかけるかといったことがある。この場合、上記の二者択一ではなく、同時並行的に進めていくことが望まれる。その理由は、最低賃金法に基づく最低賃金引き上げは、その一律性のため、人件費増大に対して資金的に余裕のある大企業とそうではない中小企業を同様に取り扱い、同じ時間当たり最低賃金を課すことになるため、一般的に中小企業にとって急激な最低賃金の引き上げは負担が大きい。毎年、最低賃金の引き上げに合わせて、政府が中小企業対策として業務改善助成金の支給を行っていることはこの証左である。したがって、段階的かつ漸次的に小幅な引き上げを基本とすることが必要であろう。しかしながら、生計費に基づく生活賃金を支払うように ESG 投資（責任投資）

を活用する体制を整備する取り組みは重要であり、今後検討すべきと考える。すなわち、最低賃金以上に生活賃金を支払うことができる企業にはそうすることを促す仕組みを別途設けるのである。特に大企業が業務のアウトソーシングで様々な業務を他企業に委託しているが、その委託先企業の従業員を含めた対応が求められる。それは、単なるガイドラインといったルール上の話のみでなく、具体的に ShareAction のように、投資家と投資先企業の上に立ち、投資家と共同で、特に非正規労働者について最低賃金以上の時給を支払っていても、生活賃金未満の時給しか払っていない企業に対して、ESG 投資の考え方に基づき、中長期的かつ人的資本管理の観点から生活賃金の採用が当該企業にとって利点があることを伝える実施主体が必要である。日本の場合は、労働組合の全国組織が中心となり、こうした主体作り、支援、協力を行うといったことが一つの可能性として考えられる。

## 5. おわりに

サービス残業を含む長時間労働、正規雇用と非正規雇用における賃金の2極化に伴うワーキング・プアの増大、仕事と子育てや介護を含むプライベートな生活との両立といったいわゆるワーク・ライフ・バランスなど日本における労働、雇用環境において著しく改善すべき点が多々あることに異論を唱える人は少ないだろう。政府による労働規制、基準とともに、情報開示を含め、ESG 投資を用いて、企業の中長期的な持続可能性の観点から、企業に対して従業員に関する労働環境及び労働条件を改善させる取り組みが今後さらに求められると考えられる。たとえば、本稿で取り上げた生活賃金に関して、ESG 投資の考え方の活用が、個々の企業に対する自主的な取り組みを促す外部からの推進力となりうることは ShareAction の事例によって明らかにされている。しかし、日本においては、イギリスのように、生活賃金運動の母体となる組織、それを支える地域の行政のトップ、生活賃金を厳密な方法に基づき算出する機関と、それに協力して ESG 投資を利用し、生活賃金を普及させようとする組織、またそれらに資金を提供する基金を持つ非営利寄附団体などが存在しない。すなわち、生活賃金を普及推進するための、相互に密接な協力関係にある社会的基盤と社会的資源が、残念ながら日本において不足している。

日本の場合、まず、これまでのロンドン生活賃金、MIS に基づく UK 生活賃金の算出方法とその修正の経緯および修正点の分析、アメリカにおける生活賃金の算出方法をはじめ、海外の生活賃金算出において先進的な取り組みをしていると考えられる研究と実践を国内の生活賃金算出の先行研究と比較しつつ、日本において最も妥当かつ適切と考えられるデータと算出方法によって、厳密な生活賃金を、特に生活保護世帯数が多い東京、大阪の2大都市を含めて都道府県ごとに算出することが必要であろう。ニューヨーク市においても、ロンドン市においても生活賃金は存在するものの、東京、大阪については未だ東京、大阪の実際の生活費のデータに基づく「東京生活賃金」「大阪生活賃金」は算出されていない。こうしたことは筆者にとっての今後の検討課題の一つとしたい。

注

- <sup>1</sup> OECD.Stat “Real Minimum Wages” <<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=RMW>>  
ちなみに、最も高い国はルクセンブルグで 11.2 ドル、その他に日本よりも高い水準の国には、オーストラリア、オランダ、ベルギーなどが含まれる。
- <sup>2</sup> e-Gov ホームページ「最低賃金法」<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO137.html>>
- <sup>3</sup> 同上
- <sup>4</sup> 全労連ホームページ「ワーキングプアの根絶にむけ最低賃金の大幅引き上げを平成 21 年度地域別最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書」<[http://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/2009/090805\\_01.html](http://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/2009/090805_01.html)>
- <sup>5</sup> 非営利コミュニティ組織の Citizens UK により、2011 年に設立された（Living Wage Foundation ホームページによる）。ロンドン・UK 生活賃金を広める運動の中心的役割を担う団体となっている。
- <sup>6</sup> ロンドン・リビング・ウェイジの導入から発展の経緯、2015 年までの算出方法の詳細、費用と便益および考察については、岸（2013）および、岸（2016）において示されている。
- <sup>7</sup> 中嶋（2016）は、ESG 投資について「2006 年に国際共同イニシアティブとして国連責任投資原則（PRI）がニューヨーク証券取引所にて公表された。この PRI において、初めて ESG という言葉が使われた。（中略）ESG 要因は「企業価値に影響を与える」ため、投資判断の際考慮しておく必要があるとされたのである。そのため、社会的な目的は必須ではなくなり、SRI の S の部分をなくして、単に責任投資となった。従って、責任投資は投資パフォーマンス追求のために ESG 要因を考慮していく投資である」（46 頁）と説明している。
- <sup>8</sup> ロンドン証券取引所（London Stock Exchange）における株価指数で、英国の代表的な株価指数。イギリスのロンドン証券取引所に上場されている時価総額が大きい 100 社を対象としている（FT.com/lexicon ホームページ、SMBC 日興証券ホームページ「FTSE100 指数」による）。
- <sup>9</sup> Living Wage Foundation Homepage “Everything you need to know about the Living Wage”  
<[https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/newcitizens/pages/250/attachments/original/1447867827/Everything\\_you\\_need\\_to\\_know\\_about\\_the\\_Living\\_Wage\\_2016.pdf?1447867827](https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/newcitizens/pages/250/attachments/original/1447867827/Everything_you_need_to_know_about_the_Living_Wage_2016.pdf?1447867827)>
- <sup>10</sup> GOV.UK homepage “National Minimum Wage and National Living Wage rates”  
<<https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>>  
なお、2017 年 4 月から、7.50 ポンドに引き上げられる予定となっている。
- <sup>11</sup> Department for Business, Energy & Industrial Strategy (2016) “National Living Wage”  
<<https://www.gov.uk/government/publications/national-living-wage-nlw/national-living-wage-nlw>>
- <sup>12</sup> Living Wage Foundation Homepage “LIVING WAGE FOUNDATION RESPONSE TO BUDGET 2015”  
<<http://www.livingwage.org.uk/news/living-wage-foundation-response-budget-2015>>
- <sup>13</sup> Norgrove, David (2015) “The National Living Wage and National Minimum Wage”  
<<https://minimumwage.blog.gov.uk/2015/09/15/the-national-living-wage-and-national-minimum-wage/>>
- <sup>14</sup> Living Wage Foundation Homepage “The Calculation” <<http://www.livingwage.org.uk/calculation>>  
2005 年から 2015 年までは大ロンドン庁（Greater London Authority）内にある GLA Economics が計算していたが、2016 年からは算出方法の修正を含めて、Resolution Foundation が計算している。
- <sup>15</sup> Living Wage Foundation Homepage によれば、Living Wage Foundation は、①ロンドンおよび UK 生活賃金を採用している企業、団体、組織を「認証（Accreditation）」し、生活賃金マーク（Living Wage Mark）をそうした企業等に付与する、②毎年 11 月に新たな生活賃金を発表し、生活賃金を実施する企業、団体等にアドバイスと支援を提供する（Intelligence）、③代表的な企業等が生活賃金運動に参加するよう公開討論会を開催し、毎年 11 月に生活賃金ウィークを設定し、イギリス全国で生活賃金

- 運動を祝うキャンペーンを行う (Influence) といったことを主に行っている。なお、2016年10月31日時点で、認証を受けたロンドン生活賃金雇用企業・団体等は、1,033となり、6万人以上もの人々が生活賃金を得るようになったとのことである (ロンドン市ホームページによる)。
- <sup>16</sup> Queen Mary University London Homepage “A short history of the living wage in the UK”  
<<http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/history/index.html>>
- <sup>17</sup> Living Wage Foundation Homepage “History” <<http://www.livingwage.org.uk/history>>
- <sup>18</sup> 以下の2点についての記述は、Wills and Linneker(2012) pp.4-5に依拠している。
- <sup>19</sup> 2000年5月以降のロンドン市長は次の通り。2000年5月～2008年5月：ケン・リヴィングストン、2008年5月～2016年5月：ボリス・ジョンソン、2016年5月以降：サディク・カーン
- <sup>20</sup> 2016年からは、Resolution Foundation が計算を行っている。
- <sup>21</sup> Living Wage Foundation Homepage “The Calculation” <<http://www.livingwage.org.uk/calculation>>
- <sup>22</sup> 同上
- <sup>23</sup> D’Arcy and Finch (2016) pp.13-14.
- <sup>24</sup> Living Wage Foundation “Living Wage Programmes”  
<[http://www.livingwage.org.uk/who-pays-the-living-wage?qt-living\\_wage\\_schemes=0](http://www.livingwage.org.uk/who-pays-the-living-wage?qt-living_wage_schemes=0)>
- <sup>25</sup> Wills and Linneker (2012) が詳細に分析している。
- <sup>26</sup> ShareAction (2016) *Strategic Framework 2016-2021*  
<<https://shareaction.org/wp-content/uploads/2016/10/SAStrategyFramework2016-2021.pdf>>  
p.8. 2005年の設立当時は、FairPensions という名称だった。
- <sup>27</sup> Ibid., p.4.
- <sup>28</sup> Ibid., p.6.
- <sup>29</sup> ShareAction (2016) *The Case for the Living Wage Why a Living Wage Pays Dividends*, p.8.  
<<https://shareaction.org/wp-content/uploads/2016/11/TheCasefortheLivingWage-Nov2016-1.pdf>>
- <sup>30</sup> Ibid., p.8.
- <sup>31</sup> Ibid., p.1.
- <sup>32</sup> Ibid., p.8.
- <sup>33</sup> エンゲージメントとは、「株主と企業との建設的・友好対話や、株主提案、議決権行使など、株主権を活用した企業へのアプローチを指す。換言すれば、年金基金や運用機関が、企業に対し、所有者として積極的に行動することを指す」(杉浦 (2014) 2頁)、「投資家の発言権を行使して、直接的且つ柔軟に経営者の規律付けを可能にするもの」(三和 (2016) 2-8-1, 2-8-2) とされる。
- <sup>34</sup> ShareAction (2016) *Investor Report: Improving the quality of work in the UK’s private sector: Evaluating the potential for investor-led strategies*, P.18.  
<<https://shareaction.org/wp-content/uploads/2016/08/ImprovingQualityOfWork-InvestorReport.pdf>>
- <sup>35</sup> Ibid.
- <sup>36</sup> Ibid.
- <sup>37</sup> Financial Times, “We want to invest in the living wage” 6 November, 2013, p.10. 手紙の概要は次の通り。「長期的な投資家として、従業員と契約先のスタッフに対して生活賃金を支払うことにより、社会的持続可能性をビジネスに組み込むことをイギリスの上場企業に対して我々は求める。我々は、ビジネス運営の長命と生産性に焦点を当てる企業に投資を行いたい。生活賃金を支払うことがこうした目的を達成する助けとなるかなりの証拠が存在している。生活賃金を支払っている80%以上の雇用者は、その従業員によって提供される仕事の質が高まり、常習的欠勤が20%以上減少し、新規採用者の質と定

着率へ著しいインパクトがあったと言っている。我々は、イギリスにおいて認証を受けた生活賃金雇用者の数が増加していることを賞賛するとともに、上場企業のより多くの役員会が生活賃金雇用者へ加わることを議論するよう強く促す。」 Saker Nusseibeth (Chief Executive Officer, Hermes), Cllr Paul Rooney (Convener, Strathclyde Pension Fund), Bharat Mehta (Chief Executive, Trust for London) をはじめとする 13 の投資家、年金基金の責任者の名前で投稿されたものである。

<sup>38</sup> ShareAction Homepage, Lisa Nathan “Celebrating the Living Wage movement: reflections from inside ShareAction” 2 November, 2015

<<https://shareaction.org/celebrating-the-living-wage-movement-reflections-from-inside-shareaction/>>

<sup>39</sup> 企業の株主総会に出席し、役員達に直接生活賃金について質問することを、ShareAction は、“AGM Army” と呼んでいる。ShareAction は FTSE100 すべての会社の株を保有している。

<sup>40</sup> ShareAction (2016) *Case Study: Securing fair pay across the UK's largest listed companies*. P.2.

<<http://shareaction.org/wp-content/uploads/2016/02/CaseStudy-LivingWage.pdf>>

<sup>41</sup> Ibid., pp.2-3.

<sup>42</sup> ShareAction (2016) *Investor Report: Improving the quality of work in the UK's private sector: Evaluating the potential for investor-led strategies*, P.18.

<sup>43</sup> Ibid.

<sup>44</sup> Ibid.

<sup>45</sup> Ibid.

<sup>46</sup> 説明資料のタイトルは次の通り。ShareAction (2016) *The Case for the living wage Why a living wage pays dividends*

<<https://shareaction.org/wp-content/uploads/2016/11/TheCasefortheLivingWage-Nov2016-1.pdf>>

2014 年に初めて公表されて以降、毎年更新されている。

<sup>47</sup> Ibid., p.3.

<sup>48</sup> Ibid., p.4.

<sup>49</sup> Ibid., pp.4-5.

<sup>50</sup> Ibid., p.5.

<sup>51</sup> Ibid.

<sup>52</sup> Ibid., p.6.

<sup>53</sup> Ibid.

<sup>54</sup> Ibid.

<sup>55</sup> 従業員エンゲージメント (Employee Engagement) とは、The Employee Engagement Group CEO ボブ・ケラー氏によると、「企業と従業員による相互のコミットメント」「相互のコミットメントとは、企業は従業員の能力を最大限引き出すことを約束し、従業員は企業としての業績へ貢献することを約束する」としている (HRPro ホームページ「HR キーパーソンズ Café 第 13 回 企業と従業員の新しい関係「エンゲージメント」について、『Louder Than Words』の著者ボブ・ケラー氏に聞く」

<[http://www.hrpro.co.jp/series\\_detail.php?t\\_no=112](http://www.hrpro.co.jp/series_detail.php?t_no=112)>)

<sup>56</sup> ShareAction (2016) *The Case for the living wage Why a living wage pays dividends*

<<https://shareaction.org/wp-content/uploads/2016/11/TheCasefortheLivingWage-Nov2016-1.pdf>> P.6.

<sup>57</sup> Ibid., p.7.

<sup>58</sup> Ibid.

<sup>59</sup> Ibid.

- <sup>60</sup> Ibid.
- <sup>61</sup> Ibid.
- <sup>62</sup> Ibid.
- <sup>63</sup> Centre for Research in Social Policy at Loughborough University Homepage  
“A Minimum Income Standard for the UK” <<http://www.lboro.ac.uk/research/crsp/mis/>>  
なお、2015年までのロンドン生活賃金とUK生活賃金の算出方法の詳細と違いについては、岸（2016）を参照。
- <sup>64</sup> 岸（2016）p.141.
- <sup>65</sup> 同上、p.143.
- <sup>66</sup> MIT Living Wage Calculator Homepage <<http://livingwage.mit.edu/>> および、Center for Women’s Welfare at University of Washington Homepage “Self-Sufficiency Standard” <<http://www.selfsufficiencystandard.org/node/3>> を参照。
- <sup>67</sup> 現時点では、連合による「連合リビングウェッジ」が都道府県別に示されている。ただし、埼玉県さいたま市をモデル地域に設定し、消費者物価統計データをもとに各都道府県別に換算したものである（連合ホームページ「連合リビングウェッジ」  
<[https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/living\\_wage.html](https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/living_wage.html)>）。
- <sup>68</sup> 北海道労働組合総連合「北海道最低生計費試算調査の結果について」2016年6月3日  
<[http://media.wix.com/ugd/085f68\\_92a8a34db0e041998b64bb65bd61e757.pdf](http://media.wix.com/ugd/085f68_92a8a34db0e041998b64bb65bd61e757.pdf)>
- <sup>69</sup> 須藤（2014）185-186頁
- <sup>70</sup> 安達・村上・橋爪（2016）11-12頁
- <sup>71</sup> 「社会貢献「責任投資」広がる NPO 法人・社会的責任投資フォーラム会長 荒井勝氏」『日経産業新聞』2016年5月30日
- <sup>72</sup> PRI Homepage “The Six Principles” <<https://www.unpri.org/about/the-six-principles>>
- <sup>73</sup> 同上
- <sup>74</sup> PRI Homepage “Signatory Directory”  
<<https://www.unpri.org/signatory-directory/?co=&sta=&sti=&sts=&sa=join&si=join&ss=join&q=>>
- <sup>75</sup> 日本版スチュワードシップ・コに関する有識者検討会「『責任ある機関投資家』の諸原則 << 日本版スチュワードシップ・コード >> ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」2014年2月  
<<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2/04.pdf>> 2016年12月27日時点で、214の機関投資家が同コードの受け入れを表明している（金融庁ホームページより）。
- <sup>76</sup> 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」2015年6月  
<<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/code.pdf>>
- <sup>77</sup> QUICK ESG 研究所ホームページ【日本】GPIF、国連責任投資原則（PRI）に署名 2015/09/28  
<<https://sustainablejapan.jp/quickesg/2015/09/28/gpif-pri/18941>>
- <sup>78</sup> 「社会貢献「責任投資」広がる NPO 法人・社会的責任投資フォーラム会長 荒井勝氏」『日経産業新聞』2016年5月30日
- <sup>79</sup> CSR コミュニケートホームページ「日本で、世界で、高まる『非正規雇用』への注目」  
<<http://www.csr-communicate.com/global/20170118/csr-31042>>、  
GRI Homepage「G4 サステナビリティ・レポート・ガイドライン」  
<<https://www.globalreporting.org/resource/library/Japanese-G4-Part-One.pdf>>

および、GRI Homepage “GRI 401: EMPLOYMENT 2016”

<<https://www.globalreporting.org/standards/gri-standards-download-center/?g=effe5130-62ea-4bb4-a5de-30d48d2cc467>>

<sup>80</sup> QUICK ESG 研究所ホームページ「【機関投資家】ステュワードシップ活動と ESG 投資の最前線～(1) ニックセイアセットマネジメント～ 2015/08/05」

<[https://sustainablejapan.jp/quickestg/2015/08/05/stewardship\\_esg-investment/17847](https://sustainablejapan.jp/quickestg/2015/08/05/stewardship_esg-investment/17847)>

<sup>81</sup> NPO 法人 日本サステナブル投資フォーラム「第 2 回サステナブル投資残高アンケート調査」2016 年 11 月 8 日 <<http://japansif.com/161108.pdf>>

## 参考文献・資料リスト

安達英一郎・村上芽・橋爪麻紀子『投資家と企業のための ESG 読本』日経 BP 社、2016 年

金澤誠一 編著『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菴出版、2009 年

株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」2015 年 6 月 <<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq000008jdy-att/code.pdf>> (2017 年 1 月 18 日最終アクセス)

岸 道雄「イギリスにおける生活賃金の現状と日本への示唆」『地域情報研究』第 5 号、立命館大学地域情報研究所、2016 年

岸 道雄「ロンドン・リビング・ウェイズに関する一考察」『政策科学』20 巻 2 号、立命館大学政策科学会、2013 年

<[http://r-cube.ritsumei.ac.jp/bitstream/10367/4681/1/ps20\\_2kishi.pdf](http://r-cube.ritsumei.ac.jp/bitstream/10367/4681/1/ps20_2kishi.pdf)>

(2017 年 1 月 15 日最終アクセス)

杉浦康之「ESG 投資におけるエンゲージメントに関する考察－内外の事例を基に－」

日本経営財務研究学会第 38 回全国大会発表資料、2014 年

<<http://www.b.kobe-u.ac.jp/~keieizaimu/uploads/files/zenkokutaikai/38/s83.pdf>>

(2017 年 1 月 9 日最終アクセス)

須藤秀夫「CSR（企業の社会的責任）と SRI（持続可能性と責任ある投資）－世界的な盛り上がりと立ち遅れている日本－」『西南女学院大学紀要』Vol.18、2014 年

<[http://ciii.ac.jp/els/110009804867.pdf?id=ART0010305029&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order\\_no=&ppv\\_type=0&lang\\_sw=&no=1485652581&cp=>](http://ciii.ac.jp/els/110009804867.pdf?id=ART0010305029&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1485652581&cp=>) (2017 年 1 月 15 日最終アクセス)

全労連ホームページ「ワーキングプアの根絶にむけ最低賃金の大幅引き上げを 平成 21 年度地域別最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書」<[http://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/2009/090805\\_01.html](http://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/2009/090805_01.html)>

(2017 年 1 月 9 日最終アクセス)

全労連ホームページ「いますぐ最低賃金 1000 円に」

<[http://www.zenroren.gr.jp/jp/2016saninsen/data/160623\\_01.pdf](http://www.zenroren.gr.jp/jp/2016saninsen/data/160623_01.pdf)> (2017 年 1 月 9 日最終アクセス)

中嶋 幹「わが国の ESG 投資の現状」『月刊 資本市場』No. 373、2016 年

<<http://www.camri.or.jp/annai/shoseki/gekkan/2016/pdf/201609-7.pdf>>

(2017 年 1 月 10 日最終アクセス)

日本版ステュワードシップ・コに関する有識者検討会「『責任ある機関投資家』の諸原則 << 日本版ステュワードシップ・コード >> ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」

<<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2/04.pdf>> (2017 年 1 月 15 日最終アクセス)

北海道労働組合総連合「北海道最低生計費試算調査の結果について」2016 年 6 月 3 日

- <[http://media.wix.com/ugd/085f68\\_92a8a34db0e041998b64bb65bd61e757.pdf](http://media.wix.com/ugd/085f68_92a8a34db0e041998b64bb65bd61e757.pdf)>  
(2017年1月18日最終アクセス)
- 三和裕美子「機関投資家のエンゲージメントとはなにかー国内外の機関投資家の調査をもとにー」  
『証券経済学会年報』第50号別冊、2016年  
<[http://sess.jp/publish/annual\\_sv/pdf/sv50/m84\\_08.pdf](http://sess.jp/publish/annual_sv/pdf/sv50/m84_08.pdf)> (2017年1月9日最終アクセス)
- 連合ホームページ「連合リビングウェイジ」  
<[https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/living\\_wage.html](https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/living_wage.html)>  
(2017年1月16日最終アクセス)
- Center for Women's Welfare at University of Washington Homepage "Self-Sufficiency Standard"  
<<http://www.selfsufficiencystandard.org/node/3>> (2017年1月16日最終アクセス)
- Centre for Research in Social Policy at Loughborough University Homepage  
A Minimum Income Standard for the UK" <<http://www.lboro.ac.uk/research/crsp/mis/>>  
(2017年1月16日最終アクセス)
- City of London Homepage "Mayor announces London Living Wage increase as thousands more benefit"  
<<https://www.london.gov.uk/press-releases/mayoral/sadiq-announces-london-living-wage>>  
(2017年1月10日最終アクセス)
- CSR コミュニケートホームページ「日本で、世界で、高まる「非正規雇用」への注目」  
<<http://www.csr-communicate.com/global/20170118/csr-31042>> (2017年1月15日最終アクセス)
- D'Arcy, Conor and Finch, David (2016) "Making the Living Wage The Resolution Foundation review of the Living Wage", *Resolution Foundation Report* <<http://www.resolutionfoundation.org/app/uploads/2016/07/Living-Wage-Review.pdf>> (2017年1月15日最終アクセス)
- Department for Business, Energy & Industrial Strategy (2016) "National Living Wage"  
<<https://www.gov.uk/government/publications/national-living-wage-nlw/national-living-wage-nlw>>  
(2017年1月10日最終アクセス)
- FT.com/lexicon ホームページ「Definition of FTSE 100」  
<<http://lexicon.ft.com/Term?term=FTSE-100>> (2017年1月9日最終アクセス)
- GOV.UK homepage "National Minimum Wage and National Living Wage rates"  
<<https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>> (2017年1月10日最終アクセス)
- GRI Homepage 「G4 サステナビリティ・レポート・ガイドライン」  
<<https://www.globalreporting.org/resource/library/Japanese-G4-Part-One.pdf>>  
(2017年1月17日最終アクセス)
- GRI Homepage "GRI 401: EMPLOYMENT 2016"  
<<https://www.globalreporting.org/standards/gri-standards-download-center/?g=effe5130-62ea-4bb4-a5de-30d48d2cc467>> (2017年1月17日最終アクセス)
- HRPro ホームページ「HR キーパーソンズ Café 第13回 企業と従業員の新しい関係「エンゲージメント」  
について、『Louder Than Words』の著者ボブ・ケラー氏に聞く」  
<[http://www.hrpro.co.jp/series\\_detail.php?t\\_no=112](http://www.hrpro.co.jp/series_detail.php?t_no=112)> (2017年1月10日最終アクセス)
- Living Wage Foundation Homepage <<http://www.livingwage.org.uk/>> (2017年1月9日最終アクセス)
- Living Wage Foundation Homepage "History"  
<<http://www.livingwage.org.uk/history>> (2017年1月10日最終アクセス)
- Living Wage Foundation Homepage "LIVING WAGE FOUNDATION RESPONSE TO BUDGET 2015"

- <<http://www.livingwage.org.uk/news/living-wage-foundation-response-budget-2015>>  
(2017年1月10日最終アクセス)
- Massachusetts Institute of Technology Living Wage Calculator Homepage <<http://livingwage.mit.edu/>>  
(2017年1月10日最終アクセス)
- Norgrove, David (2015) “The National Living Wage and National Minimum Wage”  
<<https://minimumwage.blog.gov.uk/2015/09/15/the-national-living-wage-and-national-minimum-wage/>> (2017年1月10日最終アクセス)
- NPO 法人 日本サステナブル投資フォーラム「第2回サステナブル投資残高アンケート調査」2016年11月8日 <<http://japansif.com/161108.pdf>> (2017年1月17日最終アクセス)
- OECD.Stat “Real Minimum Wages” <<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=RMW>>  
(2017年1月9日最終アクセス)
- PRI Homepage “Signatory Directory”  
< <https://www.unpri.org/signatory-directory/?co=&sta=&sti=&sts=&sa=join&si=join&ss=join&q=>> (2017年1月17日最終アクセス)
- PRI Homepage “The Six Principles” <<https://www.unpri.org/about/the-six-principles>>  
(2017年1月17日最終アクセス)
- Queen Mary University London Homepage “A short history of the living wage in the UK”  
<<http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/history/index.html>> (2017年1月10日最終アクセス)
- QUICK ESG 研究所ホームページ【「機関投資家」スチュワードシップ活動と ESG 投資の最前線～  
(1) ニッセイアセットマネジメント～ 2015/08/05」  
<[https://sustainablejapan.jp/quickeg/2015/08/05/stewardship\\_esg-investment/17847](https://sustainablejapan.jp/quickeg/2015/08/05/stewardship_esg-investment/17847)>  
(2017年1月17日最終アクセス)
- ShareAction (2016) *Investor Report: Improving the quality of work in the UK’s private sector: Evaluating the potential for investor-led strategies*, August.  
<<https://shareaction.org/wp-content/uploads/2016/08/ImprovingQualityOfWork-InvestorReport.pdf>> (2017年1月10日最終アクセス)
- ShareAction (2016) *Case Study: Securing fair pay across the UK’s largest listed companies*  
< <http://shareaction.org/wp-content/uploads/2016/02/CaseStudy-LivingWage.pdf>>  
(2017年1月10日最終アクセス)
- ShareAction Homepage, Lisa Nathan “Celebrating the Living Wage movement: reflections from inside ShareAction” 2 November, 2015 <<https://shareaction.org/celebrating-the-living-wage-movement-reflections-from-inside-shareaction/>> (2017年1月10日最終アクセス)
- SMBC 日興証券ホームページ「初めてでもわかりやすい用語集 FTSE100 指数」  
< <http://www.smbcnikko.co.jp/terms/eng/f/E0051.html>> (2017年1月9日最終アクセス)
- Wills, Jane and Brian Linneker (2012) “The Costs and benefits of the London living wage”, Queen Mary University of London  
<<http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/pdf/Livingwagecostsandbenefits.pdf>>  
(2017年1月15日最終アクセス)

